

英国現代奴隷法に関する声明

この声明は2015年に成立した英国現代奴隷法 第54条の定めに基づき開示するものです。
村田製作所は、奴隷労働・人身売買については大きなグローバル課題であり、自社およびサプライチェーンの中で強制労働や児童労働という形での人権侵害を許容してはならないという認識を持っております。自社事業およびサプライチェーンを通じて人権侵害を犯さない、また加担しないために実施している取り組みを本声明により開示します。

1. 村田製作所について

村田製作所はセラミックスをベースとした電子部品の開発・生産・販売を行っている総合電子部品メーカーです。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、エレクトロニクス社会の発展に貢献していきます。

なお、村田製作所は英国では直接または子会社を通じて間接的に販売を行っております。また、英国に所在する子会社は、以下の企業となります。

Murata Electronics Europe B.V., NCL Holdings Limited, Murata Power Solutions (Milton Keynes) Limited, Celab Power Management Limited, Murata Power Solutions (Celab) Limited, pSemi Corporation

企業/事業の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.murata.com/ja-jp/about/company/muratalocations>

2. 奴隷労働・人身売買防止に関する方針

■ 経営理念

1954年に創業者の村田昭によって制定された村田製作所の経営理念（社是）は、「技術を錬磨し 科学的管理を實踐し 独自の製品を供給して 文化の発展に貢献し 信用の蓄積につとめ 会社の発展と協力者の共栄をはかり これをよろこび 感謝する人びととともに運営する」です。この経営理念(社是)を全従業員が共有し、実践することを通じてグローバルな課題の解決に取り組んでいます。

経営理念：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/company/philosophy>

■ 村田製作所 CSR憲章

村田製作所では、経営理念をふまえて、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観にもとづき、透明性の高いガバナンス、人権尊重、安全衛生、社会貢献、環境保全などに取り組むことにより、社会から信頼される企業であり続けることを目的として、当社に働くすべてのものが遵守すべき規範として「CSR憲章」を定めています。この中で、一人ひとりの人権を尊重し、尊厳を持って対応すること、いかなる事由による差別やその他の人権侵害を行わないこと、各国の法律に従って従業員を処遇することなどを、明記しています。

村田製作所 CSR憲章：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/csr/charter>

■ 村田製作所 人権・労働に関する基本方針

村田製作所で働くすべてのものが遵守すべき規範として「CSR憲章」を定めています。なかでも人権が普遍的かつビジネスにおける重要な課題であり、持続可能な企業活動を展開していくうえでの社会的責任のひとつであると考え、私たちは「人権と労働」に関する「基本方針」を定め、人間性尊重を基本理念とし、人権を尊重し、これを擁護する取り組みを進めていきます。そして私たちは、サプライチェーンを通じて関わるすべての企業と人々が、この方針の趣旨を支持し、社会的責任を果たす（行動する）ことを期待します。

村田製作所 人権・労働に関する基本方針：

<https://www.murata.com/about/csr/people/employees.aspx#employees01>

■ 村田製作所調達方針/CSR調達ガイドライン

サプライチェーンにおいては、取引の前提となるガイドライン「お取引のしおり」を定め、法令遵守はもとより、環境や人権への配慮などを含めた総合的なCSR調達をグローバルに推進することで、社会的責任を果たしていくことを明確にしており、その中で奴隷労働や人身売買による労働を用いてはならないことを明確にしています。

「CSR調達に関する方針および規範に対する同意書」に基づき、RBA行動規範の遵守をお願いしています。

村田製作所 調達方針：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/csr/people/suppliers>

仕入先様に求める基本姿勢：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/procurement/expectations>

■責任ある鉱物調達への推進

鉱物調達において深刻な人権侵害が社会問題となり、責任ある鉱物調達への関心が高まっています。当社では、村田製作所CSR憲章に基づいて、CSR調達活動の一環としてこの問題に取り組んでいます。「責任ある鉱物調達」については、「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に準拠した管理の仕組みを構築し、武装勢力への資金供与防止や児童労働、過酷な労働環境下での強制労働といった人権侵害の防止など当社使用鉱物の責任ある調達を推進し、紛争や人権侵害に加担しないという方針で取り組んでいます。従来の紛争鉱物対象である3TGに加え、新たにコバルトについてサプライチェーンの透明化の取り組みを開始しました。RMI（Responsible Minerals Initiative）が発行するCRT（Cobalt Reporting Template）によるサプライチェーン情報の提供も行っています。

責任ある鉱物調達への推進について：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/procurement/expectations>

3. 奴隷労働・人身売買防止に関する取り組み

■デュー・ディリジェンスプロセス・リスク評価

自社での取り組み：

2019年度は、RBA行動規範に基づくセルフアセスメントを、国内外の主要な工場（日本国内21工場、海外11工場）で実施しました。また、強制労働防止の観点で、外国人労働者を雇用する際の本国からの送り出し、受け入れ国への入国、就労前および着任後の教育、職場での保護や管理、帰国までの各プロセスにおいて考慮および実施すべき事項を記した管理手順書を作成しております。定期的に管理手順書を見直しており、確実にRBA行動規範を遵守する運用に努めています。

サプライチェーンに向けた取り組み：

奴隷労働・人身売買においては、村田製作所グループ内に留まらず、サプライチェーン上で発生する可能性があります。当社では仕入先様とともに発生防止に努めており、人権リスクを防止するため、定期的な仕入先様の調査を行っています。たとえば、仕入先様に「CSR遵守状況チェックリスト」を配布し、人権遵守、労働慣行などを含めて、遵守状況を確認し、回答内容に応じて改善をお願いしています。

調達活動の中期方針として「ESGを考慮したCSR調達の実現」を掲げ、ステークホルダー視点の課題も新たに取り組みます。

鉱物調達においては、2021年施行のEU紛争鉱物規則やステークホルダーの人権問題への意識の高まりを受け、責任ある鉱物調達で管理対象とするリスク・地域・鉱物がますます拡大しています。村田製作所においてもその一例として、管理対象鉱物にコバルトを追加し、また、責任ある鉱物調達のリスク査定対象をOECD Annex IIリスクに、地域をCAHRAs（Conflict-Affected and High-Risk Areas）に広げるといった取り組み方針の改定のほか、仕入先様に対する定期的な鉱物サプライチェーンリスク査定の仕組みの見直しを行いました。

村田製作所はJEITA「責任ある鉱物調達検討会」、RMI(Responsible Minerals Initiative)の会員企業でもあり、業界全体の仕組みづくりなど個社では限界のある課題に対しても積極的に取り組んでいます。

人材派遣会社様に向けた取り組み：

奴隷労働・人身売買の撲滅については、自社および仕入先様だけではなく、当社に人材をご紹介、派遣いただく人材派遣会社様にもご協力いただくことが不可欠です。そのため、人材派遣会社様に対しても、仕入先様と同様に当社のCSR基準、RBA行動規範、JEITAサプライチェーンCSR推進ガイドブックの遵守を同意書のサインをもってお願いしています。また、人材派遣会社様にはリクルートメントフィーの労働者負担を原則ゼロにするようお願いするほか、奴隷労働や人身売買のリスク測定を含めた定期的な監査も実施しております。また、外国人労働者やそのご家族が地域社会と調和し安心して生活を送ることが大切と考えております。そのため人材派遣会社様や地域社会と協力し、ご家族も含めた語学の無償教育の実施や学校や行政機関への通訳者の派遣等の取り組みを実施しております。今後も派遣労働者とそのご家族の人権を最大限尊重し、取り組みを拡充していきます。

■相談窓口の設置

村田製作所グループ従業員や派遣社員向けには、各拠点において報告・相談の窓口を設置するとともに、第三者機関による社外窓口「コンプライアンス違反通報窓口」を設置して、容易に匿名で報告・相談できる環境を整備しています。

また、サプライチェーン上の窓口については、仕入先様各社が報告・相談できる環境を整備しています。報告された事案の調査に関しては、相談・通報者のプライバシー保護と、相談・通報者が不利益を被らない仕組みを整えています。

■教育の実施

村田製作所では、当社CSR憲章に基づく「企業倫理規範・行動指針」を現地語に翻訳し、国内および海外の全拠点に配布し、全従業員に理解と徹底を求めています。また、毎年10月をコンプライアンス月間と定め、「企業倫理規範・行動指針」および、相談窓口の利用方法に関する従業員教育も行っています。

主な生産工場において、人権・労働マネジメントシステムに基づき、強制労働や人身売買の防止を含めた人権・労働の教育を実施しています。また、特に外国人を多く雇用する人材派遣会社様に対しては、RBA行動規範等で求められる強制労働、人身売買の防止を含めた啓蒙のためのコミュニケーションも密に行っています。

2019年度は、法改正及びグローバルな顧客・投資家等の要求を踏まえ、ESGや人権・ハラスメントに関するスタンスを明確にするために就業規則や人権労働に関する基本方針を改訂しました。また、全社員を対象にしたE-learningによる人権労働ハラスメント教育を実施しました。特に人事担当者に対しては人権労働に関する勉強会を実施しより専門的な知識の習得に努めております。

調達業務においては資材取引に関わる従業員に対し、各種法令に加え、CSRに関する教育を定期的に続けることで、担当者の遵法意識の維持向上に加え、仕入先様等サプライチェーンにおける強制労働、人身売買のリスク撲滅に対する意識の向上に努めています。また、サプライチェーン向けの教育として、責任ある鉱物調達に関する講師としての活動も、JEITAの「責任ある鉱物検討会」の活動の一環として実施しています。

4. 今後に向けて

当社は、これからも経営理念である社是の実践を通じて「文化の発展」に貢献していくとともに奴隷労働や人身売買、児童労働、強制労働といったグローバルな人権問題に対して、サプライチェーンとも協働して、根絶に向けた取り組みを進めていきます。

本声明は、2020年10月30日に開催された当社取締役会において報告、了承されました。

2020年11月

中島 規巨

株式会社 村田製作所

代表取締役社長

中島 規巨